

査読研究ノート

日本国憲法をめぐる新聞論説 —施行70年の憲法記念日を中心に—

梶居 佳広*

要旨

本稿は憲法記念日（5月3日）を中心とした2017年5月の日本各地の新聞（全国紙・地方紙）の憲法関連社説・論説の一覧を提示し、論調の概要を紹介することを目的としている。今年は施行70年にあたり、またいわゆる「改憲勢力」が衆参両院の3分の2以上を占めたため、記念日には社説・論説を出す全ての新聞が憲法を社説で取り上げていた。内容は各紙様々であるが、護憲・改憲の立場を比較的明確に示す新聞と熟慮の必要、議論喚起に力点を置いた新聞に分かれたのが特徴であったといえる。

しかし、記念日当日『読売新聞』とのインタビューなどを通じて発表された安倍首相の改憲構想は、もともと安倍政権下の憲法軽視とも受け取られかねない施策に批判的だった多くの新聞を改憲慎重・反対論へ回帰させる結果になった。

キーワード

日本国憲法, 憲法記念日, 社説, 改憲・護憲, 全国紙・地方紙

はじめに

2017年5月3日、日本国憲法は施行70年を迎えた。周知の通り、日本国憲法は現在に至るまで一言一句改められていない。しかし、施行直後から、特に講和・独立以降、全面的あるいは再軍備を目的とする改正（改憲）要求にさらされてきたこともまた事実である。2017年前半現在、日本国憲法の抜本的改憲に並々ならぬ意欲を示す安倍晋三氏が首相の地位にあるが、昨年（2016年）参議院選挙の結果、安倍首相のいう「改憲」に賛同する（と思われる）政治勢力¹が衆参両院で改憲の発議に必要な「3分の2」以上の議席を確保することに初めて成功。そして今年の憲法記念日、安倍首相は改憲派団体（「美しい国の憲法をつくる国民の会」「民間憲法臨調」）主催の会合＝憲法フォーラムに寄せたビデオメッセージ並びに『読売新聞』のインタビューを通じ、「2020年施行を目標に、憲法改正の実現することを目指す」意向を示した。要するに、憲法改正が実現、少なくとも改憲の是非を国民に直接問う国民投票が実施される可能性がこれ

* 執筆者：梶居佳広

所属/職位：立命館大学社会システム研究所/客員研究員，立命館大学/非常勤講師

機関住所：〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1

E-mail: ykt21855@pl.ritsumeai.ac.jp

までになく高まったとみることができる。このような状況に対し、日本の新聞メディアはいかなる主張・見解を提示しているのか。

本稿は、憲法記念日(5月3日)を中心とした2017年5月における日本の各新聞の憲法に関する社説・論説を概観することを目的とする。ここで「憲法記念日(5月3日)を中心とした2017年5月」としたのは、安倍首相が改憲を目指す方針を表明した結果、今年は「5月3日」が終わってからも憲法・改憲問題を論ずる社説が一定数掲載されたためである。ただし、今回は各新聞が憲法問題に関しどのような社説・論説を発表したかを明らかにすることに力点を置いている。具体的には、憲法(改憲)問題に直接言及したテーマを含む「社説・論説見出し一覧」の作成・掲載をメインとしており、論調分析は資料紹介程度の簡単な解説を行うに止める。本格的な論考は今後の課題としたい。

なお今回対象とする日本の新聞には、「全国紙」5紙(『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』『日本経済新聞』『産経新聞』)の他、いわゆる地方紙も含める。具体的な対象新聞は後述するが、地方紙については、その大半が「護憲」「改憲慎重」を主張し平和主義を擁護する論調であるとの評価が遅くとも小泉純一郎内閣(任2001~2006年)の頃には定着している点に注目したい²。一方で全国紙は、護憲主張の『朝日新聞』『毎日新聞』、改憲主張の『読売新聞』『産経新聞』『日本経済新聞』という「二極対立」の図式が指摘されて久しい。果たして施行70年=2017年5月において全国紙・地方紙の言論はいかなるものであったらうか。

1. 全国紙と地方紙：対象新聞の選定

前述の通り、今回の憲法社説・論説一覧では全国5紙の他、地方紙も広く対象とする。

一般に、政治・社会問題に対する論調調査は全国紙並びに東京発行の有力新聞である『東京新聞(中日新聞東京本社版)³』の記事を紹介すれば事足りるとの傾向がみられる。確かに「敗戦(終戦)70年」にあたる2015年8月時点のABC協会調査販売部数=表1によると、全国5紙合計2346万部(部数シェア約61%)、地方41紙合計1495万部(約39%)であって全体の部数シェア、1紙あたりの部数は全国紙が優勢であることに疑う余地はない⁴。しかし、都道府県ごとに部数をチェックすると、大半の道府県で現地発行の地方紙が部数トップであり、トップでない(=全国5紙のいずれかが部数トップである)ところは茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、山口県と少数に止まる⁵。また世帯数を分母、販売部数を分子とする普及率をみると、秋田県、福島県(2紙合計)、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、佐賀県(2紙合計⁶)、沖縄県(2紙合計)で(基本的に1紙である)地方紙普及率が⁸50%を超えている(なお40%台は青森県、宮城県、山形県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、香川県、30%台は岩手県、栃木県、群馬県、京都府、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)。要す

るに東京・首都圏、大阪・近畿圏を除いた「地方」において、全国紙は必ずしも優勢でなく地元発行の地方紙のほうが優位にあることは明らかである。ゆえに地方紙の持つ世論喚起の力を全国紙と比べ過小評価するのは不適切であって、今回の社説一覧の対象新聞に地方紙も当然入れなければならないのである。

今回の社説一覧の対象とする地方紙はABC協会が作成した販売部数が10万部以上の新聞とする（表1）。

表1 日本の新聞販売部数（2015年8月 ABC協会調査、朝刊紙のみ）

全国紙			
読売新聞	9,101,798		
朝日新聞	6,783,437		
毎日新聞	3,248,393		
日本経済新聞	2,726,561		
産経新聞	1,599,127		
全国紙計	23,439,316		

地方紙		(参考) 世帯数 (2015年)	
北海道新聞	1,048,180	北海道	2,738,172
東奥日報	245,086	青森県	586,819
デーリー東北	103,301		
岩手日報	205,391	岩手県	518,383
河北新報	457,949	宮城県	961,409
秋田魁新報	228,737	秋田県	425,771
山形新聞	200,610	山形県	408,771
福島民報	253,397	福島県	767,059
福島民友新聞	183,891		
茨城新聞	123,919	茨城県	1,197,415
下野新聞	310,702	栃木県	800,853
上毛新聞	302,169	群馬県	815,489
東京新聞	512,014	東京都	6,784,194
神奈川新聞	190,413	神奈川県	4,150,981
新潟日報	470,758	新潟県	880,005
北日本新聞	232,516	富山県	408,370
北国(富山)新聞	347,424	石川県	470,024
北陸中日新聞	95,839		
福井新聞	204,702	福井県	286,201
山梨日日新聞	205,232	山梨県	351,845
信濃毎日新聞	476,927	長野県	851,049
岐阜新聞	174,961	岐阜県	798,069
静岡新聞	644,031	静岡県	1,530,499
中日新聞	2,453,659	愛知県	3,130,046

京都新聞	467,118	京都府	1,184,484
神戸新聞	524,196	兵庫県	2,474,489
日本海新聞	166,912	鳥取県	233,650
山陰中央新報	182,124	島根県	285,854
山陽新聞	402,084	岡山県	823,543
中国新聞	614,817	広島県	1,280,555
徳島新聞	233,268	徳島県	331,059
四国新聞	200,762	香川県	430,089
愛媛新聞	251,058	愛媛県	647,461
高知新聞	183,600	高知県	352,813
西日本新聞	688,350	福岡県	2,321,718
佐賀新聞	137,480	佐賀県	323,025
長崎新聞	180,950	長崎県	628,227
熊本日日新聞	303,316	熊本県	761,778
大分合同新聞	210,308	大分県	527,744
宮崎日日新聞	210,540	宮崎県	517,715
南日本新聞	317,411	鹿児島県	804,220
地方紙合計	14,953,186		

(ABC 協会調査対象外である部数10万部以上の地方紙)

		世帯数 (2015年)	
埼玉新聞	128,795 (2011年公称)	埼玉県	3,124,151
千葉日報	169,899 (2013年公称)	千葉県	2,735,874
伊勢新聞	100,180 (2016年公称)	三重県	773,416
奈良新聞	112,270 (2016年公称)	奈良県	580,843
琉球新報	158,229 (2016年公称)	沖縄県	610,129
沖縄タイムス	156,340 (2016年公称)		

・公称部数10万部以下の地方紙

山口新聞 89,000 (2015年公称) 山口県 (世帯数 657,547)

・有力地方紙なし

大阪府 (世帯数 4,147,504) 『朝日新聞』『毎日新聞』『産経新聞』 発祥の地

滋賀県 (世帯数 554,109)

和歌山県 (世帯数 438,709) 『紀伊民報』は夕刊紙 (部数35,632)

部数：2015 (平成27) 年 8 月 (=戦後70年) 時点の ABC 販売部数

世帯数：総務省「平成27年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数 (平成27年 7 月 1 日)」より

なお、東京新聞、北陸中日新聞は中日新聞系列である。

また自社公称部数が10万部を超える新聞も含めるが、このうち「社説・論説」をほぼ毎日発表している新聞は沖縄県の2紙 (『琉球新報』、『沖縄タイムス』) くらいであって、『埼玉新聞』『千葉日報』『伊勢新聞』『奈良新聞』は社説・論説に該当する文章を減多に発表することはなく、今年の憲法記念日前後もまた憲法に関する社説・論説の掲載はなかった。なお販売部数10万部以上で社説を掲載していないのは『四国新聞 (香川県)』1紙であって、他は社説または論説

に類する記事を必ず掲載している。表1をみると、販売部数10万部以上の地方紙は各都道府県で最有力である新聞が大半であることは明らかである。日本の近代新聞史ではよく知られた事実であるが、戦前・戦中（1940年代）に強行された新聞統合＝「一県一紙」体制発足によって「創刊」された新聞（既存地方紙ともいう）が現在も最有力の地方紙であり⁷、事実上県紙は一紙のみである場合が圧倒的に多い。この点、青森県（『東奥日報』と『デーリー東北』）、福島県（『福島民報』と『福島民友新聞』）、沖縄県（『琉球新報』と『沖縄タイムス』）は本稿の対象新聞となる有力な県紙が2紙存在しているが、例外的なケースといえる⁸。

2. 憲法社説掲載日の特徴並びに掲載本数

①憲法記念日とその前後

憲法記念日（5月3日）は、終戦（敗戦）記念日（8月15日）と共に、日本の大多数の新聞が同一テーマの社説を發表する日であるが、今年を対象とした全ての新聞が憲法問題を社説でとりあげていた（前年（2016年）の憲法記念日は『福島民友新聞』が地元ネタの社説を掲載している。前述の通り、『四国新聞』はそもそも社説欄が存在しない）。なお全国5紙と『北海道新聞』『信濃毎日新聞』『中日新聞（東京新聞）』『神戸新聞』『西日本新聞』『南日本新聞』については、ふだん2本の社説を掲載しているが、「5月3日」は憲法に絞った大社説を發表している。

憲法をテーマとする社説は憲法記念日にのみ掲載されるわけではなく、多くはないが、記念日前後に憲法をテーマとする社説を何本も發表する新聞が存在する。本年2017年についてみると、(1)『信濃毎日新聞』『山梨日日新聞』『愛媛新聞』『徳島新聞』の4紙は憲法記念日以前から憲法をテーマとする社説を發表している。このうち、『徳島新聞』は2日（日米安保との関係）と3日（人権擁護）の2本であるが、『信濃毎日新聞』は1日から3日まで連続3本（1日：「共謀罪」・治安国家化への懸念、2日：朝日新聞襲撃事件30年と自由な言論、3日：9条と自衛隊）、『山梨日日新聞』は2日から4日まで連続3本（2日：9条と日米安保の現状、3日：改正論議の現状、4日：教育勅語、憲法軽視の傾向）、『愛媛新聞』は1日から4日まで連続4本も掲載している（1日：改憲批判、2日：米艦防護など安保転換、3日：教育勅語・「戦前回帰」、4日：異論排除の傾向への抵抗）。(2)また『朝日新聞』『中日新聞（東京新聞）』『産経新聞』は憲法記念日から複数の社説を掲載している（『中日新聞』は3日：9条問題と4日：大島大誓言、『朝日新聞』は3日：立憲主義の尊重、4日：9条問題、5日：「政治改革」問題の現状と関連の3本、『産経新聞』は3日＝9条改憲、5日＝緊急事態の必要性、6日＝地方自治の3本）。これら(1)と(2)の新聞は、前もって憲法に関する複数テーマの社説を準備していたものと推測できる⁹。

なお「地方自治」について、『朝日新聞』『産経新聞』が憲法社説として發表しているが、今

年が地方自治法施行70年にもあたるということで、数多くの地方紙が同テーマの社説・論説を発表している。ただし、憲法問題にはほとんど触れない内容が大半であり、またあとで詳しく触れるが、ほぼ同一文章のものが多¹⁰。

②「安倍改憲構想」発表以降

加えて前述のように、憲法記念日に安倍首相が改憲構想を発表したことに刺激され、相当数の新聞が憲法問題、正確には安倍改憲構想に対するコメントを社説・論説に何本か掲載した。構想発表直後＝ゴールデンウィーク期間中に『毎日新聞』『日本経済新聞』『産経新聞』『北海道新聞』『東奥日報(時論)』『河北新報』『秋田魁新報』『茨城新聞(論説)』『信濃毎日新聞』『岐阜新聞』『日本海新聞』『山陽新聞』『徳島新聞』『愛媛新聞』『佐賀新聞(論説)』『熊本日日新聞』『宮崎日日新聞』『南日本新聞』『沖縄タイムス』『琉球新報』が、また国会での答弁を受け5月中旬以降、『毎日新聞』『読売新聞』『北海道新聞』『デーリー東北』『下野新聞(論説)』『新潟日報』『北國新聞』『福井新聞』『山梨日日新聞』『静岡新聞』『京都新聞』『神戸新聞』『高知新聞』『西日本新聞』は安倍構想に関する社説を掲載している。

安倍構想については、もちろん「本丸」とされる9条改憲(第3項を新設する「加憲」)への論評が多く、9条加憲構想を「ありがたい」とした河野克俊統合幕僚長(＝自衛隊制服組トップ)発言への社説(『朝日新聞』『産経新聞』『神戸新聞』『愛媛新聞』『南日本新聞』『琉球新報』)並びに敵基地攻撃能力・巡航ミサイル構想と9条との関連(専守防衛を逸脱するか否か)についての社説(『信濃毎日新聞』『静岡新聞』『神戸新聞』『中国新聞』『高知新聞』)もそれぞれ数紙であるが掲載されている。もう一つの「目玉」である教育無償化については『朝日新聞』『北海道新聞』『デーリー東北』『神奈川新聞』『新潟日報』『信濃毎日新聞』『山陽新聞』『中国新聞』『愛媛新聞』『高知新聞』が単独テーマとして社説で取り上げられている。また『東奥日報』『下野新聞』『上毛新聞』『山陰中央新報』『西日本新聞』『佐賀新聞』『長崎新聞』『熊本日日新聞』『大分合同新聞』『宮崎日日新聞』『南日本新聞』も憲法問題にはほとんど触れず(＝財源論のみ)に教育無償化を論じている(ただし、これも大半＝『西日本新聞』『熊本日日新聞』以外はほぼ同一文章であった)¹¹。

なお、『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』『産経新聞』『北海道新聞』『山梨日日新聞』『信濃毎日新聞』『中日新聞(東京新聞)』『中国新聞』『徳島新聞』『南日本新聞』は憲法記念日前後を除く5月中に2本以上、社説で憲法を取り上げている。特に『朝日新聞』は「憲法70年」、『信濃毎日新聞』は「憲法の岐路」というテーマ名でシリーズ化して現在も続いており、『中日新聞(東京新聞)』は「日本の平和主義」と題したシリーズ社説を5月15日から19日まで計5本掲載している。その結果『朝日新聞』『信濃毎日新聞』は1カ月に10本以上、『毎日新聞』『産経新聞』『山梨日日新聞』『中日新聞(東京新聞)』『神戸新聞』『徳島新聞』『愛媛新聞』『南日本新聞』は5本以上、憲法に関連する社説を発表したことになる。

2017年5月の各紙憲法社説掲載数は以下の通りである。

- 10本以上 『朝日新聞』『信濃毎日新聞』
- 6～10本 『毎日新聞』『産経新聞（主張）』『中日新聞（東京新聞）』『愛媛新聞』
- 5本 『山梨日日新聞（論説）』『神戸新聞』『徳島新聞』『南日本新聞』
- 4本 『北海道新聞』『中国新聞』『高知新聞』『琉球新報』
- 3本 『読売新聞』『東奥日報（時論）』『デーリー東北（時評）』『茨城新聞（論説）』『下野新聞（論説）』『新潟日報』『岐阜新聞』『静岡新聞』『日本海新聞』『山陽新聞』『宮崎日日新聞』『沖縄タイムス』
- 2本 『日本経済新聞』『岩手日報』『河北新報』『秋田魁新報』『上毛新聞（論説）』『北國新聞』『福井新聞』『神奈川新聞』『京都新聞』『山陰中央新報（論説）』『西日本新聞』『佐賀新聞（論説）』
- 1本 『山形新聞』『福島民報（論説）』『福島民友新聞』『北日本新聞』『長崎新聞（論説）』『大分合同新聞（論説）』

ただし、地方紙については特に注意したいことがある。というのも、地方紙の社説・論説にはほぼ同一ないし類似文章がしばしば見られる。これは地方紙にとってエリア外の情報提供で頼りになる存在である共同通信社が配信する論説資料を利用するケースが多いという事実をさす。先に紹介した「地方自治法」「教育無償化」でもかなりの地方紙が共同配信を利用してしたが、今年の憲法社説・論説についてチェックすると、例えば5月3日の『佐賀新聞』論説は「憲法施行70年 理念充実へ建設的論議を」という題名で川上高志氏の署名になっている。川上氏は共同通信社の編集（論説）委員であり、時々解説記事が地方紙に掲載されている¹²。そして佐賀新聞の論説とほぼ同一の文章を論説ないし社説として掲載した地方紙が少なくとも7紙あることが今回確認できたのであった。

そこで、今回5月の憲法社説において、共同通信の配信資料を利用したと推測できる論説の題名並びにそれを掲載した新聞もあげておくことにする¹³。

5月3日「憲法施行70年」

『東奥日報（時論）』『茨城新聞（論説）』『上毛新聞（論説）』『岐阜新聞』『日本海新聞』『山陰中央新報（論説）』『佐賀新聞（論説）』『宮崎日日新聞』（『山形新聞』部分的に利用）

5月5日「首相の改憲発言」

『東奥日報（時論）』『茨城新聞（論説）』『岐阜新聞』『宮崎日日新聞』

6日掲載『日本海新聞』

10日掲載『下野新聞(論説)』

5月24日「憲法改正論議」

『茨城新聞(論説)』『下野新聞(論説)』『上毛新聞(論説)』『岐阜新聞』『日本海新聞』『山陰中央新報(論説)』『宮崎日日新聞』

25日掲載『東奥日報(時論)』『熊本日日新聞』

26日掲載『大分合同新聞(論説)』

あと興味深い特徴として、天皇制を憲法問題と絡めて議論した社説が(教育勅語をめぐる問題を除いて)皆無だったことである。周知の通り、昨年夏以来天皇退位が政治問題化していたが、4月21日に政府有識者会議(天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議)が最終報告を首相に提出。5月19日報告に沿った形の特例法案が閣議決定された(6月2日衆議院通過、9日参議院通過で法案成立)。そのため4月下旬以降、天皇退位に関する社説・論説を各紙掲載するようになるが、5月の時点では現行憲法との兼ね合いに言及したものはほぼ皆無であったのだ。

3. 各紙論調の傾向(全国紙・地方紙)

今回の小論は資料紹介が中心であり、社説の内容について詳細に検討することを目的としていない。とはいえ、論調の特徴を最低限紹介する必要があるだろう。ここでは全国5紙とそれ以外の地方紙(東京発行の『東京新聞』を含む)に分け、それぞれ概観したい。前述のように、全国5紙は二極化、地方紙は護憲ないし改憲慎重論優勢というのがここ最近の特徴であった。2017年はどうであったか。

①全国紙

全国紙で注目すべきはやはり『読売新聞』である。というのも、安倍首相が『読売新聞』のインタビューという形で改憲構想を発表したからだ。読売社説は「首相自らが、あえて改正の目標年を明示して、議論の活性化を図ったことは評価できよう」と予想通り構想発表に高い評価を与えている。自画自賛であるともいえよう。『読売新聞』の憲法問題へのスタンスは、社説の見出しに「自公維で3年後の改正目指せ」と掲げ、「国の最高法規を新たな時代の多様な課題にきちんと対応できる内容に着実に見直す」というものであって、これも従来通りである。今年の場合、安倍構想に沿う形で議論を展開しているが、9条改憲と緊急事態条項の新設はほぼ全面的に賛同している。一方で教育無償化には慎重姿勢をとっている。民主党政権期の高等教育への教育無償化には(野党自民党に同調して)反対の論陣を張ったことを考えると当然かもしれない。

全国紙で『読売新聞』と同様「改憲派」と目されるのは『産経新聞』『日本経済新聞』であるが、『産経新聞』はミサイル開発を進める「北朝鮮の脅威」を目下の根拠に、「一日も早く」正すべきとしている。具体的には「日本国民を守ることのできない」「9条、前文」の改正、また緊急事態条項については（現在、主として議論されている国会議員の任期延長の是非より）首相・内閣への権限集中をまずもって優先して実現することを求めている。一方、『日本経済新聞』は「形式より中身が大事」であって「まずは身近なところから憲法が果たす役割を考えたい」と議論喚起に主眼を置き、性急な改憲主張からは距離を置いた社説を発表しているが、この点「護憲（改憲慎重）派」と目される『毎日新聞』もまた（日本国憲法の果たした役割を評価しつつも）今後の課題と論点整理をメインにした社説を発表したことは注目に値しよう。『毎日新聞』は「法律に対するグリップ力の弱さ」が「現行憲法の構造的な特質」であるとして「時代の変化に合わせた統治ルールの変化はあってもいい」という¹⁴。しかし、結局は9条問題で「議論が堂々巡りになってしまう」ゆえ、まずは（9条について）主要な与野党間で共通理解が必要だと指摘している。そこで論議を前向きにしていくために国際協調主義の深化を『毎日新聞』は訴えるのだが、『日本経済新聞』『毎日新聞』が（議論の進め方は違うものの）従来の「護憲・改憲」とはやや異なる見方を提示した点、今年の憲法社説の一つの特徴でもあった。

この点『朝日新聞』は従来通りの護憲主張であったといえる。『朝日新聞』は「専守防衛の堅持」＝9条護憲（4日社説）の他、近代的憲法観や制定過程を紹介しながら自民党の憲法改正草案（2012年発表）の問題点を批判している（3日社説）。「政治改革（5日社説）」については近年進められた政治行政改革による首相への権限集中の弊害を指摘し、司法も含めた三権のあり方を点検・議論すべきとするが、「改憲ありきの局所的な手直しではない」と制度改正を改憲へと結び付ける動きにくぎを刺すのを忘れないのであった。

以上が憲法記念日前後の全国紙の動向だが、その後の論調は安倍構想の評価にも左右されることになる。『読売新聞』『産経新聞』は首相の発言・構想に賛同し、「2020年の新憲法施行」にむけて「議論の加速」を求めている。安倍構想に賛同した河野統合幕僚長の発言についても「個人的見解ゆえ問題なし（『読売新聞』）」「自衛隊の名誉を守った（『産経新聞』）」と理解を示している。一方『朝日新聞』は9日から11日まで連続（9日：9条改憲批判、10日：教育無償化による改憲不要、11日：首相の手法への批判）さらに15日以降も数本社説を発表し、安倍首相の方針並びに改憲構想に異を唱えている。河野統合幕僚長の発言についても「政治的中立の逸脱」と批判するのであった。

この点、憲法記念日の社説では独自色を出した『日本経済新聞』と『毎日新聞』はどうであったか。『日本経済新聞』は4日の社説で「真剣に議論したい」として、首相の提起を受けて国会（憲法審査会）における論議の進展を期待している。ただし、それ以降5月中は憲法問題を社説では取り上げておらず、突っ込んだ主張は控えている¹⁵。一方、『毎日新聞』は発言直後

の5日社説では「あまりに多くの問題がある」が結論ではあるが「重要な提起」であることは認めていた。しかし「読売新聞を熟読していただきたい」といった国会答弁を機に、安倍首相の性急な改憲要求に反発する姿勢を明確にした(9日社説以降)。また9条加憲という提案内容についても「9条の死文化」を狙っていると批判的な見解を示すに至っている。結局、安倍構想・発言によって旧来の「護憲・改憲」の構図に戻りつつあるとまとめることができよう。

②地方紙

繰り返し指摘したように、地方紙は護憲ないし改憲慎重論が圧倒的とされるが、今年の憲法記念日でも改憲に賛同する社説を掲載したのは、例年通り『北國(富山)新聞』1紙だけであった。『北國新聞』は、昨年の社説では「国民の関心の低さ」と「改憲国民投票に勝てるかどうか」という理由で慎重姿勢だったのに比べ、今年は「9条は、国民の安全を守るに相応しい憲法条文とはいいい難い」とし、憲法審査会の議論に期待を寄せるなど改憲実現を推進する立場を明確にしていた。その際、『読売新聞』『産経新聞』と同様、「改憲勢力」が国会で3分の2以上を占めたことや北朝鮮(並びに中国)の軍事的脅威の拡大を改憲の根拠としている。

残りの地方紙は、少なくとも「改憲推進」の立場ではない点で一致している。ただし当然ではあるが、どこに主張の力点を置くかの違いによって、各紙社説・論説の内容も異なっている。乱暴な仕分けであるが、大きく(a)憲法擁護・継承に力点を置いた社説と(b)議論ないし熟慮の必要を説いた社説、に整理することができる。

憲法擁護・継承に力点を置いた新聞としては『北海道新聞』『神奈川新聞』『信濃毎日新聞』『静岡新聞¹⁶⁾』『中日新聞(東京新聞)』『神戸新聞』『徳島新聞』『愛媛新聞』『高知新聞』『南日本新聞』『琉球新報』『沖縄タイムス』が該当する。また憲法擁護を明確にはしていないが、『京都新聞』は首相の性急な改憲主張への批判、『山形新聞』『西日本新聞』は憲法の持つ「普遍的価値」の確認をそれぞれ主張していた。

これらの新聞のうち『北海道新聞』『神奈川新聞』『信濃毎日新聞』『中日新聞(東京新聞)』『徳島新聞』『愛媛新聞』は安保法制や米軍との一体を指摘しつつ9条擁護ないし空文化を懸念する主張を行っており、沖縄の2紙は平和主義をはじめとする現行憲法の理念を沖縄にも実質的に適用することを強く主張している。『高知新聞』は特定秘密保護法、安全保障法制の成立などで脅かされているという基本的人権の尊重を訴えている。また阪神・淡路大震災(1995年)の被災地である『神戸新聞』は、その時の経験から改憲派の主張する緊急事態条項の新設(中央政府への権限集中)の必要には否定的であり、災害対策基本法などの活用(現場への委任)を指摘している。シリーズ社説を掲載した新聞の多くは憲法擁護に力点を置いているのだが、特に『信濃毎日新聞』『愛媛新聞』は「共謀罪」反対、言論・表現の自由擁護、近年の戦前回帰への警戒を憲法擁護と絡めて主張するのであった。

一方、まずは議論ないし熟慮の必要を説いた新聞は『デーリー東北』『岩手日報』『秋田魁新

報』『福島民報』『福島民友新聞』『下野新聞』『山梨日日新聞』『北日本新聞』『山陽新聞』『中国新聞』『長崎新聞』『熊本日日新聞』『大分合同新聞』が該当する。また『河北新報』『新潟日報』『福井新聞』も「思いめぐらす」「備える」「見極める」必要を説いている。さらに共同通信配信は憲法の理念を再確認したうえで建設的論議を求める内容であった。憲法擁護に力点を置く新聞よりも数が多かったことになるが、これは共同通信社の世論調査で改憲を基本的に賛成する声が多かったことも影響したと推測できる¹⁷。もっとも、議論喚起・熟慮に力点を置いた社説でも、1. その多く（『河北新報』『秋田魁新報』『新潟日報』『福井新聞』『山梨日日新聞』『中国新聞』『長崎新聞』『熊本日日新聞』）が安倍政権の下での9条の揺らぎ（例：安民法制）や国民の権利制限（例：特定機密保護法、「共謀罪」法案）を懸念している。2. また『福井新聞』『中国新聞』『大分合同新聞』は国民の関心の低さや憲法審査会における議論の低調さを根拠に、改憲の「機は熟していない」ことも強調している。この点、共同通信の配信論説も、国民主権、基本的人権、平和主義という現行憲法でいう3つの原理が現在本当に守られているとはいえない状況があると指摘したうえで、「憲法の見直しは、特定の政権が「成果」として目指すべきものではない。安倍首相が在任中の改憲を封印して初めて建設的論議が始められる」とまとめている¹⁸。要するに、憲法について論議の必要は主張するものの、安倍政権の下での憲法軽視とも受け取れる政策、姿勢に対しては批判的なスタンスをとる新聞が多数であった。従って、相対的に中立的立場から議論喚起を進める社説は、「国民の間に憲法改正を容認する意見が増えているのは当然のことである」と指摘する『北日本新聞』をはじめ、『岩手日報』『福島民報』『福島民友新聞』『山陽新聞』など少数の新聞に止まっていたことも事実であった。

そのため、地方紙においても安倍首相の改憲構想発表の影響は大きかった。『北國新聞』は停滞する議論に一石を投じたものと評価し、『山陽新聞』は（肯定、否定を明らかにせず）国民的合意、憲法審査会の真しな議論の必要を指摘しているが、安倍構想を社説で取り上げた他の全ての新聞は一様に提起への疑問、内容への批判を展開している。この点、憲法記念日社説で憲法擁護が明確だった新聞（『北海道新聞』『神戸新聞』『愛媛新聞』『南日本新聞』、沖縄の2紙）と『中国新聞』は9条加憲の試みを「空文化」と批判的に解していた。特に『中日新聞（東京新聞）』は「日本の平和主義」と題するシリーズ社説を5本発表し「加憲」批判の他、2015年に成立した安全保障法の見直しをも改めて求めている。また『信濃毎日新聞』は憲法改正のための国民投票法の欠陥（公務員による政治的行為の制限、最低投票率規定など）と共に安倍首相の一連の言動・手法を「身勝手な使命感」と批判を繰り返すのであった（4, 10, 13, 17, 19, 23日社説）。記念日社説では現状解説に終始した『岩手日報』も、「何でもいいから、とにかく変えたいと気がはやっている」という安倍首相の手法に批判的であり、共同通信は2回行った配信論説のなかで、首相の「唐突な提起」と強行方針は憲法問題をめぐっての「国民の分断」を招く。期限を区切って進める議論は「押し付け改憲」になりかねないという。結局、『北國新聞』『山陽新聞』並びに憲法記念日にのみ社説・論説を出した（＝5月の社説掲載1本）

の新聞を除く全て地方紙は安倍構想には明確に否定的であった。そして『毎日新聞』と同様、現状での改憲慎重ないし改憲反対の立場をより明確にしていたのだった。なお河野統合幕僚長発言を『神戸新聞』『愛媛新聞』『南日本新聞』『琉球新報』がとりあげたがいずれも「政治的中立」を逸脱する恐れのある発言と批判している。最後に、5月31日の『福井新聞』社説は拉致問題への対応が主題であるが、次のような文章で社説を締めている。「政権の北朝鮮脅威論から透けるのは、この機に乘じ憲法9条改正と自衛隊の強化を図り、多発するテロの脅威と結び付けて組織犯罪処罰法改正案を一気に成立させる戦略である。国民を欺いてはいないだろうか」。

まとめにかえて

以上、2017年5月の日本各紙の憲法社説掲載状況並びに論調を概観してきた。もちろん、今回は掲載社説の本数や掲載日、論調の傾向を概観したに過ぎず、詳細な検討は今後の課題である。とはいえ、以下のような事実が明らかになった。

すなわち、今年の憲法記念日は施行70年にあたり、改憲支持勢力が国会で3分の2以上となつてはじめてむかえる記念日でもあった。そのため憲法記念日は全新聞が憲法を社説に取り上げ、『毎日新聞』『日本経済新聞』それに多くの地方紙が(護憲・改憲の明確な意思表示よりも)憲法に関する議論喚起、共通理解の必要を訴える内容の社説を發表している。しかし記念日当日、『読売新聞』をも通じて發表された安倍首相の改憲構想は新聞論調に一定の影響を与えた。『読売新聞』『産経新聞』は安倍構想に賛同し改憲論議の加速を求める主張を明確に打ち出したが、『朝日新聞』『中日新聞(東京新聞)』『信濃毎日新聞』『愛媛新聞』『北海道新聞』といった憲法擁護が強い論調の新聞は勿論、明確な意思表示は避け議論喚起に力点を置いていた地方紙(並びに『毎日新聞』)もまた「拙速な改憲方針」として否定的な社説を掲載している。慎重な論調ではあるが、安倍政権下の憲法原理の揺らぎ、憲法への向き合い方を問題視していたためであつて、結果、多くの地方紙は改憲慎重・反対の立場を強めることになったのだった。

さて安倍首相が強い意欲を抱いているゆえ予断は許さないものの、今回概観した新聞論調をみる限り、2020年の改憲実現はなお困難、というか大半の新聞の反対に直面することが予想される(2017年前半現在)。ただし、護憲の優位が定着しているとは言い難い。「改憲勢力」が3分の2を超えた事実、何よりも改憲を党是とする政党がこの数十年間ほぼ一貫して政権与党の座にあつたという事実は重いからである。とはいえ、改憲を志向する政党が政府を構成しても改憲が実現するメドさえたなかつたことも事実であつた。

この点、筆者はこれまで敗戦から20年間の憲法に関する新聞論説を検討し、日本の新聞各紙は、①改憲は専ら自民党・保守勢力の「専売特許」とみなし、改憲構想は現憲法より「反動的」

との認識を持っていた¹⁹。ただし②焦点の第9条については曖昧な姿勢で自衛隊や日米安保条約を概ね容認している。そして③憲法が保革両勢力の「政争の具」になっていることに批判的で、④一般国民は憲法にあまり関心がないと指摘する。結局、⑤護憲ないし改憲慎重論が新聞各紙の大勢になるが、それは改憲が事実上困難であり、議論・関心も低調であるがゆえのある種の現状追認・棚上げ論であったことを明らかにしてきた²⁰。もちろん、50年前と現状が同じであるはずはない。とはいえ、改憲を主張する政治勢力並びに同調する新聞は「憲法は国家権力を制限するためにある」という側面を軽視して個人より国家を優先し、人権制限にも抵抗感が少ない傾向が認められる。さらにいえば、今回の安倍首相と『読売新聞』の関わりのように、良くも悪くも「権力」と一体化することも辞さない姿勢が見られる。一方、（改憲派の多くも含めて）大半の新聞が現憲法の果たした役割を評価しているが、確かに「憲法は大事なもの」「戦争はよくないもの」とする考えは一般国民にも定着しているようである。しかし、例えば「憲法第9条と自衛隊・日米安保条約との関係」についてどれだけの合意が存在しているか、また「平和憲法」に関心を特化させるあまり、個人の尊厳を中核とする近代立憲主義、人権への理解が深まっているか、となると施行から70年経過した今日においてもなお疑わしいといわざるを得ない。この点、今年各紙社説・論説もその多くは現状批判を交えた憲法理念の尊重と今後に向けた議論の必要性の指摘に止まっているのであった。

戦後日本は、憲法の制定日に現行憲法の是非、さらには自国の政治の現状・進路をテーマにした社説が一斉に出るという珍しい国である²¹。それだけ現行憲法が戦後（占領）改革の象徴であってその制定日が「建国記念」の性格さえ帯びていること、また「平和憲法」といわれるユニークな内容を持つ憲法であることは否定できない。一方で保守・右派勢力（さしあたり安倍首相と熱心な支持者たち）が兎にも角にも改憲を目指す大きな理由になっていることも間違いない。憲法をめぐる諸問題が今後も日本政治の大きな争点となり続けるであろう以上、憲法記念日を中心とした各紙論調を調査する必要もまた大いにあるといえよう。

注

- 1 「改憲勢力」は安倍内閣与党（自民党、公明党）並びに日本維新の会、「にほんのこころ（参議院のみ）」が該当する。2017年9月現在衆議院475議席中338議席、参議院242議席中163議席を占める。ただし、これらの政党所属議員は改憲の発議に賛成の可能性は高いものの、安倍首相・自民党のいう改憲（例えば2012年発表の憲法改正草案）に賛同するかどうかは不明であるが。
- 2 丸山重威『新聞は憲法を捨てていいのか』（新日本出版社、2006年）
- 3 『東京新聞』は1967年『中日新聞』の傘下に入っている（中日新聞東京本社版）。従って、社説も（東京ないし東海地方のローカルな問題などを除いて）基本的に同一である。以降『中日新

聞(東京新聞)』と表記する。

- 4 ただしABC協会調査の対象に入っていない有力な地方紙も存在するゆえ、実際の地方紙のシェアは40%を超えるであろう。
- 5 ちなみに、奈良県のトップが『毎日新聞』である以外はすべて『読売新聞』が部数1位であった。なお岐阜県と三重県は地元発行新聞でなく愛知県発行のブロック紙である『中日新聞』が部数1位である。ブロック紙は県の枠を超えてその地域で購読されている地方紙であり、『北海道新聞』『中日新聞』『西日本新聞』『東京新聞』が該当する。また『中国新聞』『河北新報』を含める場合もある。
- 6 『佐賀新聞』と福岡県発行の『西日本新聞』の合計である。
- 7 新聞統合の結果、全国紙は『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』。経済紙は東京の『日本経済新聞』と大阪の『産業経済新聞』。ブロック紙は『北海道新聞』『中部日本新聞』『西日本新聞』と夕刊の『東京新聞』『大阪新聞』。残りは全て「一県一紙」に整理された。新聞統合については里見脩『新聞統合 戦時期におけるメディアと政治』(勁草書房、2013年)を参照。なお千葉県(『千葉新聞』)、滋賀県(『滋賀新聞(のち滋賀日日新聞)』)、奈良県(『奈良日日新聞』)、和歌山県(『和歌山新聞』)、山口県(『防長新聞』)は、一県一紙で発足した県紙が廃刊に追い込まれ、滋賀県、和歌山県は現在も有力県紙が存在しない状態である。
- 8 ただし、青森県の『デーリー東北』は県東部(八戸周辺)のみカバーする地域紙というべき存在であって、文字通り県全域で複数の新聞が張り合っているのは福島県と沖縄県だけである。
- 9 なお、教育勅語についてが『西日本新聞』と『信濃毎日新聞』が、尼崎支局の記者1名が殺害され「赤報隊」と名乗る犯人は検挙されなかった朝日新聞襲撃事件(1987年)と自衛隊(海上自衛隊の護衛艦「いづも」)が初めて米艦防護に当たった事案については数多くの新聞が憲法問題とは別個に社説で取り上げている。掲載新聞と題名は巻末資料の「関連社説」を参照。
- 10 例えば『山梨日日新聞』5月6日論説は「地方自治法」であるが共同通信の佐久間護氏の署名が付いている。そしてこの論説とほぼ同一文章の社説・論説がいくつかの地方紙でみられた。巻末資料の「関連社説」参照。
- 11 『佐賀新聞』5月10日論説によると共同通信の高橋潤氏の執筆。なお多くが5日、6日に掲載されたことを考えると、「こどもの日(5月5日)」向けに配信された論説資料なのかもしれない。
- 12 例えば『京都新聞』5月15日のコラム「政流考」に「加憲案、熟考されたか」と題する川上高志氏(共同通信 編集委員)署名の文章が掲載されている。
- 13 結果、『東奥日報』『茨城新聞』『上毛新聞』『岐阜新聞』『日本海新聞』『山陰中央新報』『宮崎日日新聞』の2017年5月の憲法論説は全て共同配信利用であった。
- 14 この辺りの議論は、人権規定に比べ統治機構の条文が簡潔であるがゆえ、改憲でなく法改正で事足りたことを指摘するケネス・盛・マッケルウェイン「日本国憲法の特異な構造が改憲を必

- 要としてこなかった」（『中央公論』2017年5月号）を参照している（『大分合同新聞』も同様）。
- 15 『日本経済新聞』は6月1日になって安保基本法を含めた安全保障の全体像を議論する必要を説く社説を掲載している。ただし「首相の宿願である改憲を実現するためにも、国民の多くが望む経済再生につながる政策を断行し、具体的な果実を示していく努力もまた必要になる」とも指摘している。
 - 16 『静岡新聞』の社説は、改憲論の盛り上がりのなさ、生煮えの議論の指摘が主であった。なお『静岡新聞』は社説の他、「論壇」に力を入れている新聞であるが、憲法記念日掲載の「論壇」は安倍首相主導の改憲に好意的である（執筆・屋山太郎氏）。
 - 17 共同通信社が3～4月、約3,000人を対象に郵送方式で行った調査によると、改憲が必要だとする意見が合計60%だったのに対し、不要は計37%に止まっている。ただし、9条改憲となると必要49%、不要47%となり、安倍首相の下での改憲については賛成45%、反対51%と反対が僅かながら多かったのも事実であった（筆者は『京都新聞』、2017年4月30日付 朝刊に掲載されていたデータを参照した）。
 - 18 ただし『東奥日報』と『山陰中央新報』は安倍首相に改憲封印をすすめる文章は落としている。
 - 19 ここで一言、本来「改憲」とは憲法を改めるといっただけの意味であって、憲法のどの部分をどう改めるとによって、改憲の担い手も変わるはずである。この点、1950年以降の日本は「改憲」が保守・右派的な政治潮流に属する政治家、政治集団の独占物となり「改憲、護憲」の枠組みが固定化されてしまったと指摘することができよう。
 - 20 梶居佳広「1950年代改憲論と新聞論説（1952～1957年）：地方紙を中心に（1）（2・完）」（『立命館法学』第343号、第344号、2012年）参照。
 - 21 なお「8月15日（終戦記念日）」もほぼ全ての新聞が同一テーマの社説を掲載する日と指摘できる。「8月15日」については、川島真・貴志俊彦『資料で読む世界の8月15日』（山川出版社、2006年）、佐藤卓巳・孫安石『東アジアの終戦記念日』（ちくま新書、2007年）、佐藤卓巳『増補 8月15日の神話 終戦記念日のメディア学』（ちくま学芸文庫、2014年）などを参照。

資料

2017年5月(憲法記念日など)の憲法関連社説・論説

1. 憲法がテーマ、又はある程度言及のある社説・論説

全国紙

朝日新聞

- 5月3日 憲法70年 先人刻んだ立憲を次代へ
 憲法70年 この歴史への自負を失うまい
- 5月4日 憲法70年 9条の理想を使いこなす
- 5月5日 憲法70年 「第2の政治改革」構想を
- 5月9日 憲法70年 9条改憲論の危うさ
- 5月10日 憲法70年 教育を出しにするな
- 5月11日 憲法70年 首相は身勝手が過ぎる
- 5月15日 憲法70年 地方自治を成熟させる
- 5月16日 憲法70年 国民分断する首相の方針
- 5月25日 河野統幕長 軽率すぎる改憲発言
- 5月28日 憲法70年 学問の自由は誰のために

毎日新聞

- 5月3日 施行から70年の日本国憲法 前を向いて理念を生かす
- 5月5日 首相の「9条改正」発言 重要な提起ではあるが
- 5月9日 憲法改正提案と森友問題 首相答弁に改めて驚く
- 5月12日 「9条改正」せかす首相 議論の基盤を壊している
- 5月22日 自民憲法本部の体制刷新 首相の政略ばかり目立つ
- 5月27日 自民党の「9条加憲」論議 空文化を狙ってないか

読売新聞

- 5月3日 憲法施行70年 自公維で3年後の改正目指せ
- 5月9日 首相改憲発言 自衛隊明記の議論を深めたい
- 5月26日 憲法9条改正案 まず自民が具体論を主導せよ

日本経済新聞

- 5月3日 身近なところから憲法を考えよう
- 5月4日 自衛隊明記の議論を真剣に

産経新聞（主張）

- 5月3日 北朝鮮をめぐる情勢は、日本にとって戦後最大の危機となりつつある 日本国民を守る視点を欠く憲法は1日も早く正そう
- 5月4日 首相の9条発言 最大の政治課題に邁進を
- 5月5日 憲法と緊急事態 議論の矮小化にあきれる
- 5月6日 憲法と地方自治 人口減見据えたあり方を
- 5月10日 憲法改正 「9条」議論の好機生かせ
- 5月25日 年内に自民改憲案 首相方針へ論議の加速を
- 5月26日 統幕長発言 自衛隊員の名誉を守った

地方紙（部数10万部以上）

北海道・東北

北海道新聞

- 5月3日 憲法施行70年 危機の時こそ役割が増す
- 5月5日 首相の「20年改憲」国会にゆだねたはずでは
- 5月10日 首相の改憲論 機など熟してなどいない
- 5月27日 教育の無償化 改憲と切り離すべきだ

東奥日報（時論）

- 5月3日 理念充実へ建設的論議を／憲法施行70年
- 5月5日 開かれた場で議論すべき／首相の改憲発言
- 5月25日 首相の押し付けでは困る／憲法9条改正論議

デーリー東北（時評）

- 5月3日 憲法施行70年 解釈改憲を繰り返すな
- 5月10日 9条改憲論、唐突感否めず
- 5月16日 教育無償化と憲法改正 あまりにご都合主義だ

岩手日報（論説）

- 5月3日 憲法施行70年 国柄を考える「節目」に
- 5月12日 首相の憲法観 ただ変えたいだけでは

河北新報

- 5月3日 憲法施行70年／「平和」に込められた思いは

5月4日 首相「改憲20年施行」／拙速禁物 必要性の議論が先

秋田魁新報

5月3日 憲法施行70年 国の形熟考する機会に

5月5日 首相の会見発言 年限区切るのは強引だ

山形新聞

5月3日 憲法施行70年 普遍的価値の再確認を

福島民報（論説）

5月3日 憲法施行70年 平和主義を考える（川原田秀樹）

福島民友新聞

5月3日 古希迎えた憲法／理念磨き充実させる契機に

関東

茨城新聞（論説）

5月3日 憲法施行70年 理念充実へ建設的論議を

5月5日 首相の改憲発言 議論軽視の唐突な提起

5月24日 憲法改正論議 国民分断を強行するのか

下野新聞（論説）

5月3日 憲法記念日 「個人の尊重」再確認を

5月10日 首相の改憲発言 議論軽視の唐突な提起だ

5月24日 国民分断を強行するのか

上毛新聞（論説）

5月3日 憲法施行70年 より建設的な論議を

5月24日 憲法改正論議 丁寧な議論積み重ねて

埼玉新聞：社説・論説欄なし

千葉日報：社説・論説欄なし

神奈川新聞

- 5月3日 憲法施行70年 理念継承し国の針路に
- 5月26日 高等教育の無償化 改憲しなくても可能だ

北陸・甲信越

新潟日報

- 5月3日 憲法施行70年 9条の原点を見直そう
- 5月10日 9条改憲表明 首相の「おごり」が透ける
- 5月15日 教育無償化 改憲実現せずに早期実現を

北日本新聞

- 5月3日 憲法施行70年 次世代に何を残せるか

北國新聞

- 5月3日 憲法施行70年 改憲論議を促す半島危機
- 5月13日 自衛隊の合憲明記 改憲論議進まぬ現状に一石

福井新聞（論説）

- 5月3日 憲法施行70年 機は熟したと言えるのか
- 5月12日 首相9条改憲発言 「安倍1強」の度が過ぎる

山梨日日新聞（論説）

- 5月2日 憲法と日米安保 自衛隊、米軍一体化検証を（杉原克彦）
- 5月3日 施行70年の憲法 本丸避けた改正論議の方便（向山文人）
- 5月4日 教育勅語と憲法 最高法規と国会軽視 如実に（向山文人）
- 5月10日 首相の9条改正提起 手法や整合性・・問題多い（向山文人）
- 5月25日 再考 首相の改憲提起 1強の波に押し流されるな（向山文人）

信濃毎日新聞

- 5月1日 憲法の岐路 強まる監視 拒否する意思示すとき
- 5月2日 憲法の岐路 朝日事件30年 自由な言論、守るために
- 5月3日 憲法の岐路 9条が空文化する懸念
- 5月4日 首相改憲発言 身勝手な使命感の表明
- 5月7日 安保をただす 敵基地攻撃 専守防衛が名ばかりに

- 5月10日 憲法の岐路 首相と総裁 ご都合主義の使い分け
 5月12日 憲法の岐路 国民投票法 欠陥が残ったままだ
 5月13日 憲法の岐路 自民の対応 首相の言いなりなのか
 5月16日 憲法の岐路 教育無償化論 真に受けるわけには
 5月17日 憲法の岐路 首相の姿勢 立憲主義を壊すのか
 5月19日 憲法の岐路 衆院審査会 首相に引きずられるな
 5月23日 憲法の岐路 首相の姿勢 なぜ国会で説明しない

東海

岐阜新聞

- 5月3日 憲法施行70年 理念充実に建設的論議を
 5月5日 首相の改憲発言 国会での議論が不可欠だ
 5月24日 憲法改正論議 国民の認識共有が前提だ

静岡新聞

- 5月3日 憲法記念日 熱気感じぬ改憲論では
 5月10日 首相9条改憲発言 期限区切るのは強引だ
 5月21日 巡航ミサイル検討 専守防衛逸脱の恐れも

中日新聞 (東京新聞)

- 5月3日 9条を持つリアリズム 憲法70年に考える
 5月4日 大島大誓言が教えるもの 憲法70年に考える
 5月9日 首相の改憲発言 9条空文化は許されぬ
 5月15日 日本の平和主義 9条の精神を壊すな
 5月16日 日本の平和主義 不戦が死文化しないか
 5月17日 日本の平和主義 「改憲ありき」が透ける
 5月18日 日本の平和主義 見直すべきは安保法だ
 5月19日 日本の平和主義 憲法主権者ここにあり

伊勢新聞：社説・論説なし

近畿

京都新聞

- 5月3日 憲法施行70年 性急な改憲許されない

5月9日 首相の改憲発言 熟議が先にあるべきだ

神戸新聞

5月3日 憲法施行70年／流れにのみ込まれる危うさ
5月9日 首相改憲発言／9条にこだわり過ぎでは
5月11日 改憲の首相答弁／甚だしい国民軽視の姿勢
5月19日 敵基地攻撃 「専守防衛」に反する恐れ
5月26日 統合幕僚長発言／憲法軽視は容認できない

中国

日本海新聞

5月3日 憲法施行70年 理念充実に建設的論議を
5月6日 首相の改憲発言 議論軽視の唐突な提起
5月24日 憲法改正論議 国民分断を強行するのか

山陰中央新報（論説）

5月3日 憲法施行70年／じっくりと建設的論議を
5月24日 憲法改正論議／国民の認識共有が前提だ

山陽新聞

5月3日 憲法施行70年 拙速許されぬ改憲の論議
5月7日 首相の改憲表明 丁寧な合意形成不可欠だ
5月12日 教育無償化 責任ある財源論が必要だ

中国新聞

5月3日 憲法施行70年 改正「機は熟した」のか
5月5日 教育無償化 改憲論議から切り離せ
5月7日 巡航ミサイル検討導入 憲法論議避けられぬ
5月16日 首相の改憲姿勢 国会・国民軽視が過ぎる

四国

徳島新聞

5月2日 憲法施行70年（上） 米国との一体化は危うい
5月3日 憲法施行70年（下） 不断の努力で人権守ろう

- 5月4日 首相改憲発言 「20年施行」に危惧覚える
- 5月11日 改憲で首相答弁 真摯な姿勢に欠けている
- 5月17日 首相の改憲姿勢 意欲ばかりが先走っては

四国新聞：社説・論説欄なし

愛媛新聞

- 5月1日 改憲「結論ありき」の性急議論は慎め
- 5月2日 自衛隊初の米艦防護 安保転換の実
- 5月3日 教育への政治介入「戦前への回帰」を強く危惧する
- 5月4日 ものいう自由 異論排除する政治に反対の声を
- 5月5日 首相の9条改正発言 現状追認議論にしてはならない
- 5月14日 教育無償化 改憲の具にせず切り離し検討を
- 5月29日 改憲案への統幕長発言 賛意表明は政治的中立性犯す

高知新聞

- 5月3日 憲法施行70年 危うい個人より国家優先
- 5月10日 首相改憲発言 9条の優先は危うすぎる
- 5月14日 敵基地攻撃論 専守防衛の軸ゆがめる
- 5月16日 教育の無償化 改憲とは切り離すべきだ

九州

西日本新聞

- 5月3日 憲法施行70年 世代超えて紡ぐ理想こそ
- 5月12日 首相の改憲発言 前のめりにも限度がある

佐賀新聞（論説）

- 5月3日 憲法施行70年 理念充実へ建設的論議を（川上高志）
- 5月5日 首相の改憲発言 唐突感がぬぐえない（横尾章）

長崎新聞（論説）

- 5月3日 憲法施行70年 理念と現実を見詰める機会に

熊本日日新聞

- 5月3日 憲法施行70年 何のための改憲か不明確だ
5月5日 首相改憲提案 情念より「理」の積み重ねを
5月25日 憲法改正論議 国民の分断招きかねない

大分合同新聞（論説）

- 5月3日 憲法施行70年 国民投票は賭けではない
5月26日 憲法改正論議 国民分断を強行するのか

宮崎日日新聞

- 5月3日 憲法施行70年 理念充実に建設的論議望む
5月5日 首相の改憲発言 議論軽視する唐突な提起だ
5月25日 憲法改正論議 「国民分断」を強行するのか

南日本新聞

- 5月3日 憲法施行70年 出発点に戻り理念を見つめ直したい
5月5日 首相の改憲発言 性急な議論なじまない
5月10日 首相の改憲答弁 強引な姿勢が目につく
5月25日 統幕長発言 トップの姿勢問われる
5月26日 自民の改憲論議 国民分断を招かないか

沖縄タイムス

- 5月3日 [憲法記念日に] 立憲・民主主義の再生を
5月4日 [首相 9条改正表明] 危機に便乗 野党かく乱
5月9日 [首相、改憲発言釈明] 国会軽視の度が過ぎる

琉球新報

- 5月3日 憲法施行70年 普遍的価値を後世に「平和主義」変えてはならぬ
5月5日 首相改憲表明 現憲法の理念実現が先だ
5月7日 巡航ミサイル検討 専守防衛逸脱する愚行だ
5月25日 統幕長発言 「政治的中立」を踏み越えた

2. 関連社説

①朝日新聞襲撃事件30年 (『信濃毎日新聞』は憲法社説として掲載)

毎日新聞 (1日)	朝日新聞襲撃から30年 むしろ広がる異論封じ
朝日新聞 (2日)	阪神支局襲撃30年 覚悟を持って喋る、明日も
読売新聞 (2日)	朝日襲撃30年 言論の自由を守る誓い忘れぬ
産経新聞 (2日)	阪神支局襲撃30年 暴力には言論で対決する
神戸新聞 (2日)	朝日襲撃30年／表現の自由を守るために
中国新聞 (2日)	言論へのテロ 暴力には絶対に屈しない
琉球新報 (4日)	朝日新聞襲撃30年 言論封じには屈しない

②米艦防護 (『愛媛新聞』は憲法社説として掲載)

毎日新聞 (2日)	自衛隊が初めて米艦防護 実績作りを急いでないか
読売新聞 (2日)	海自「米艦防護」双方向の協力で同盟強固に
日本経済新聞 (2日)	北の脅威見据えた米艦防護
北海道新聞 (2日)	米艦防護 軍事協力傾斜は危うい
河北新報 (2日)	初の米艦防護／なし崩しの拡大に歯止めを
秋田魁新報 (2日)	米艦防護初実施 なし崩しの恐れないか
茨城新聞 (2日)	<u>米艦防護 一体化の検証が必要だ</u>
北國新聞 (2日)	初の米艦防護任務 理解得る説明努力さらに
福井新聞 (2日)	「米艦防護」初実施 対米追従一辺倒の恐れ
中日(東京)新聞(2日)	初の米艦防護 本当に必要な任務か
神戸新聞 (2日)	米艦防護／一体化の歯止めはあるか
山陰中央新報 (2日)	<u>米艦防護／活動の検証が必要だ</u>
高知新聞 (2日)	【米艦防護】 戦闘に巻き込まれないか
琉球新報 (2日)	米艦防護開始 安保関連法を廃止せよ
京都新聞 (3日)	米艦防護 決定の過程が不透明だ
熊本日日新聞 (4日)	初の米艦防護 「一体化」の検証が必要だ
南日本新聞 (4日)	【米艦防護】 慎重な検証欠かせない
朝日新聞 (11日)	米艦防護 説明責任はどうした
山梨日日新聞 (17日)	米艦防護公表せず 検証妨げる体質 解せない

③教育勅語 (『山梨日日新聞』『愛媛新聞』は憲法社説)

西日本新聞 (13日)	教育勅語 決別したはずではないか
信濃毎日新聞 (21日)	教育勅語に学ぶなら 心を縛りつけた本質こそ

④地方自治法70年（憲法と直接のつながりが希薄な社説）

- 下野新聞（4日） 地方自治70年 多難な時、制度使いこなせ
- 福井新聞（4日） 地方自治法施行70年 国と「対等」になったのか
- 岐阜新聞（4日） 地方自治法70年 改革でサービスの向上を
- 静岡新聞（4日） 地方自治70年 改正重ねた制度活用を
- 神戸新聞（4日） 地方自治／地域の意思が重みを増す
- 山陰中央新報（4日） 地方自治70年／制度を使いこなし活路を
- 西日本新聞（4日） 自治法施行70年 地方発の改革へ踏み出せ
- 長崎新聞（4日） 制度を使いこなしたい 地方自治70年
- 南日本新聞（4日） 地方自治70年 逆境をどうはね返すのか
- 日本海新聞（5日） 地方自治70年 制度を使いこなせ
- 宮崎日日新聞（5日） 地方自治70年 制度生かし人口減はね返せ
- 上毛新聞（6日） 地方自治70年 制度使いこなして
- 山梨日日新聞（6日） 地方自治70年 住民が主役 制度使いこなせ
(共同通信 佐久間護)
- 京都新聞（6日） 地方自治法70年 国と対等な関係確立を
- 佐賀新聞（6日） 地方自治70年 制度を使いこなせ (佐久間護)
- 高知新聞（15日） 地方自治法70年 時代へ試練を乗り越えて
- 徳島新聞（16日） 地方自治70年 住民の知恵で危機打開を
- 岩手日報（21日） 地方自治70年 新たな住民参加の道を
- 北日本新聞（22日） 地方自治70年 手にした重み再確認を
- 中国新聞（23日） 地方自治法70年 分権論議の情熱失うな
- 中日（東京）新聞（28日） 「知多前」に愛をこめて 週のはじめに考える

⑤教育無償化（憲法への言及がほとんどない社説）

- 下野新聞（5日） 教育の無償化 責任ある財源の議論望む
- 上毛新聞（5日） 教育の無償化 責任ある財源議論を
- 西日本新聞（5日） 教育無償化 党派を超えて知恵を絞れ
- 大分合同新聞（5日） 教育の無償化 責任ある財源論を望む
- 山陰中央新報（6日） 教育の無償化 本格的財源論が前提だ
- 宮崎日日新聞（6日） 教育の無償化 責任ある財源論を求めたい
- 長崎新聞（7日） 責任ある財源論を望む
- 東奥日報（10日） 責任ある財源論を望む／教育の無償化
- 佐賀新聞（10日） 教育の無償化 責任ある財源論を望む

(共同通信 高橋潤)

熊本日日新聞(10日) 教育の無償化 責任ある財源論が必要だ
 南日本新聞(10日) 教育の無償化 責任ある財源論が必要だ

⑥安倍首相関連(改憲問題への言及あり)

日本経済新聞(27日) 戦後3位「長きをもって貴しとせず」
 毎日新聞(28日) 安倍首相の在任 戦後3位に「1強」のひずみは深刻だ
 京都新聞(28日) 首相在任第5位 おごらず異論に耳を傾けよ
 神戸新聞(28日) 安倍氏に在任3位／国民と向き合った政治を
 西日本新聞(30日) 首相在任3位 1強だから謙虚さを

⑦その他(改憲問題への言及あり)

愛媛新聞(10日) 国会集中審議 説明責任軽視の「基本姿勢」危惧
 北日本新聞(12日) 安倍首相の答弁・「一強」の慢心改めよ
 福井新聞(31日) 安倍政権の北朝鮮対応 拉致問題をどう解決する

※天皇退位問題：2017年5月掲載の憲法をテーマとする社説では言及なし

(注)

1. 掲載した社説・論説は全て朝刊に収録されている。
2. 下線部を引いた社説・論説は共同通信社の配信資料を全面的ないし一部修正して掲載したものである。

Japanese Press Editorial on Constitution Memorial Day, 2017

KAJII Yoshihiro*

Abstract

This paper describes Japanese newspaper editorials on the Constitution of Japan in May, 2017. In Japan, the circulation of daily local newspapers is about 15,000,000 copies, two-thirds of which are of national newspapers. But local papers rather than national newspapers predominate in local regions other than the metropolitan (Tokyo) area and the Kinki area.

The Constitution of Japan went into effect on May 3 (now, Constitution Memorial Day), 1947, while Japan was under the Allied occupation following World War II. This Constitution is known as a “pacifist constitution”, but Japanese conservative politicians and newspapers (Yomiuri Shimbun, Sankei shimbun, Nikkei shimbun) want to amend the Constitution. In recent years Prime Minister Shinzo Abe showed a strong desire to amend the Constitution of Japan, and Abe’s governing coalition secured the two-thirds majority in both chambers of the Diet which is needed to put an amendment to a national referendum.

In Constitution Memorial Day of 2017, almost all newspapers featured editorials regarding debate on constitutional amendment. As in the past, Yomiuri shimbun and Sankei shimbun supported amendment of the Constitution, but Asahi Shimbun and some local newspapers insisted on maintaining the Constitution of Japan without amendment. On the other hand, Mainichi shimbun, Nikkei shimbun and many local newspapers pointed out the importance of the constitution and promoted active discussion, but did not express an editorial opinion on the revision of the Constitution. On the same day (May 3), Abe announced his desire to put the revised (new) Constitution into force by 2020 (the year of the pending Tokyo Olympics). But most newspapers (except the Yomiuri Shimbun, the Sankei Shimbun and Hokkoku Shimbun) criticized Abe’s proposal and opposed any constitutional amendment. Abe’s proposal for revising the constitution met strong criticism.

* Correspondence to : KAJII Yoshihiro
Visiting Researcher the Institute of Social Systems Ritsumeikan University
1-1-1 Noji Higashi, Kusatsu, Shiga, 525-8577 Japan
E-mail : ykt21855@pl.ritsumeai.ac.jp

Keywords

Constitution of Japan, Constitution Memorial Day, Editorial, Protection of the constitution, Constitutional amendment, National newspaper, Local newspaper